

ビルクリーニング分野特定技能協議会入会規程 新旧対照表

改正案	現行
(入会手続) 第2条 ビルクリーニング分野における特定技能所属機関になろうとする者は、協議会へ入会するため、厚生労働省ホームページ（以下「ホームページ」という。）より次の各号に掲げる事項を記載して入会を申請するものとする。 - 一 特定技能所属機関の名称 - 二 特定技能所属機関の郵便番号を含む住所 - 三 特定技能所属機関の代表者の役職及び氏名 - 四 特定技能所属機関が現に受けている、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「建築物衛生法」という。）第12条の2第1項第1号に規定する建築物清掃業又は第8号に規定する建築物環境衛生総合管理業の登録に係る情報のうち、次に掲げる事項 - イ 登録を受けている事業の区分 - ロ 商号又は名称 - ハ 登録に係る営業所の名称及び所在地 - ニ 登録番号 - ホ 登録有効期間 - 五 担当者の職名及び氏名 - 六 担当者の連絡先（電話番号及びメールアドレス） - 七 登録支援機関の利用の有無 - 八 登録支援機関の名称及び登録番号（登録支援機関を利用している場合に限る。） - 九 特定技能外国人の国籍及び人数	(入会手続) 第2条 ビルクリーニング分野における特定技能所属機関になろうとする者は、協議会へ入会するため、厚生労働省ホームページ（以下「ホームページ」という。）より次の各号に掲げる事項を記載して入会を申請するものとする。 - 一 特定技能所属機関の名称 - 二 郵便番号を含む住所 - 三 代表者の職氏名 - 四 担当者の職氏名 - 五 連絡先（電話番号及びメールアドレス） - 六 登録支援機関の利用の有無 - 七 登録支援機関の名称及び登録番号（登録支援機関を利用している場合に限る。） - 八 特定技能外国人の国籍及び人数

2 前項の申請を行う者は、事務局の要請に基づき、次の各号に掲げる書面を提出するものとする。

- 一 建築物衛生法第 12 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する建築物清掃業又は第 8 号に規定する建築物環境衛生総合管理業の登録を受けていることを証明する書面の写し
(後略)

(証明書の再交付)

第 4 条 構成員は、証明書を失ったとき、又は証明書の記載事項に変更が生じたときその他必要な場合は、次の各号に掲げる事項を記載してホームページより証明書の再交付を事務局に申請することができる。

- 一 特定技能所属機関の名称
- 二 特定技能所属機関の協議会構成員番号
- 三 特定技能所属機関の郵便番号を含む住所
- 四 特定技能所属機関の代表者の役職及び氏名
- 五 担当者の職名及び氏名
- 六 担当者の連絡先（電話番号及びメールアドレス）
- 七 証明書の再交付を申請する理由

2 証明書の再交付時における必要書面は第 2 条第 2 項に準ずるものとする。

(変更手続)

第 5 条 構成員は、第 2 条第 1 項各号に掲げる申請に係る事項に変更が生じた場合には、次の各号に掲げる事項を記載してホームページより変更届出を行うものとする。

2 前項の申請を行う者は、事務局の要請に基づき、次の各号に掲げる書面を提出するものとする。

- 一 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）第 12 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する建築物清掃業又は第 8 号に規定する建築物環境衛生総合管理業の登録を受けていることを証明する書面の写し
(後略)

(証明書の再交付)

第 4 条 構成員は、証明書を失ったとき、又は証明書の記載事項に変更が生じたときその他必要な場合は、次の各号に掲げる事項を記載してホームページより証明書の再交付を事務局に申請することができる。

- 一 特定技能所属機関の名称
- 二 郵便番号を含む住所
- 三 代表者の職氏名
- 四 担当者の職氏名
- 五 連絡先（電話番号及びメールアドレス）
- 六 再交付の理由

2 証明書の再交付時における必要書面は第 2 条第 2 項に準ずるものとする。

(変更手続)

第 5 条 構成員は、第 2 条の申請に係る内容に変更が生じた場合には、様式第 4 号の内容により、ホームページより変更届出を行うものとする。

- 一 特定技能所属機関の名称
- 二 特定技能所属機関の協議会構成員番号
- 三 特定技能所属機関の郵便番号を含む住所
- 四 特定技能所属機関の代表者の役職及び氏名
- 五 担当者の職名及び氏名
- 六 担当者の連絡先（電話番号及びメールアドレス）
- 七 変更内容

2 変更時における必要書面は第2条第2項に準ずるものとする。

（退会手続等）

第6条 構成員は、ビルクリーニング分野における特定技能所属機関でなくなったときは、次の各号に掲げる事項を記載してホームページより協議会の退会を届け出るものとする。

- 一 特定技能所属機関の名称
- 二 特定技能所属機関の郵便番号を含む住所
- 三 特定技能所属機関の代表者の役職及び氏名
- 四 担当者の職名及び氏名
- 五 担当者の連絡先（電話番号及びメールアドレス）
- 六 退会の理由

（協議会への再入会）

第7条 第6条により協議会の退会を行った者が、ふたたびビルクリーニング分野特定技能外国人を受入れようとする場合は、第2条第1項による入会申請を行わなければならない。

（その他）

第8条 第2条、第4条、第5条、第6条及び第7条において、シ

（退会手続等）

第6条 構成員は、ビルクリーニング分野における特定技能所属機関でなくなったときは、次の各号に掲げる事項を記載してホームページより協議会の退会を届け出るものとする。

- 一 特定技能所属機関の名称
- 二 郵便番号を含む住所
- 三 代表者の職氏名
- 四 担当者の職氏名
- 五 連絡先（電話番号及びメールアドレス）
- 六 退会の理由

（新設）

（その他）

第7条 第2条、第4条、第5条及び第6条において、システム上の

システム上のトラブルなどにより、ホームページによる申請ができない場合は、事務局が指定する方法で申請するものとする。

附 則

第 1 条 本改正は、令和 6 年 6 月 14 日から施行する。

トラブルなどにより、ホームページによる申請ができない場合は、事務局が指定する方法で申請するものとする。

(新設)

【様式第 1 号】

ビルクリーニング分野特定技能協議会構成員資格証明書

〇〇〇〇株式会社
代表取締役社長 〇〇 〇〇 殿

令和〇年〇月〇日に申請のあったビルクリーニング分野特定技能協議会への入会について、ビルクリーニング分野特定技能協議会入会規程第 3 条の規定に基づき、下記のとおり証明する。

記

- ビルクリーニング分野特定技能協議会構成員 登録番号〇〇-〇〇号
- 協議会加入日 ●●年●●月●●日
- 協議会構成員の情報

名称	
代表者	
住所	

- 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）第 12 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する建築物清掃業又は第 8 号に規定する建築物環境衛生総合管理業の情報

※ 複数の登録を持っている場合は欄を追加

登録を受けている事業の区分	
商号又は名称	
登録に係る営業所の名称及び所在地	
登録番号	
登録有効期間	

なお、本証明書の有効期間は、4 に記載の建築物清掃業又は建築物環境衛生総合管理業の登録有効期間と同様とする。

令和 年 月 日
ビルクリーニング分野特定技能協議会 事務局
厚生労働省健康・生活衛生局 生活衛生課長

【様式第 1 号】

ビルクリーニング分野特定技能協議会構成員資格証明書

〇〇〇〇株式会社
代表取締役社長 〇〇 〇〇 殿

令和〇年〇月〇日に申請のあったビルクリーニング分野特定技能協議会への入会について、ビルクリーニング分野特定技能協議会入会規程第 3 条の規定に基づき、下記のとおり証明する。

記

- ビルクリーニング分野特定技能協議会構成員 登録番号〇〇-〇〇号
- 協議会加入日 ●●年●●月●●日
- 協議会構成員の名称・代表者・住所

名称	
代表者	
住所	

- 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）第 12 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する建築物清掃業又は第 8 号に規定する建築物環境衛生総合管理業の登録を受けた営業所の名称、所在地、登録番号及び登録有効期間

※ 複数の登録を持っている場合は欄を追加

営業所の名称	
営業所の所在地	
登録番号	
登録有効期間	

令和 年 月 日
ビルクリーニング分野特定技能協議会 事務局
厚生労働省健康・生活衛生局 生活衛生課長

様式第 2 号、様式第 3 号、様式第 5 号については、
令和 5 年 9 月 1 日付けの改正により、廃止済み。

※ ホームページからの手続に移行済み。

廃止

※ ホームページからの手続きに移行済であるため

【様式第 4 号】

ビルクリーニング分野特定技能協議会構成員 変更届出書

ビルクリーニング分野特定技能協議会 事務局 御中
(厚生労働省医業・生活衛生局 生活衛生課)

ビルクリーニング分野特定技能協議会入会規程第 2 条の申請に係る内容に変更が生じたため、以下の
とおり届出します。

(1)特定技能所属機関の情報		
☐ 特定技能所属機関名		
☐ 所在地	〒	
☐ 代表者(役職・氏名)	(役 職) (氏 名)	
☐ 担当者 (職名・氏名・電話番号・電子メール)	(職 名) (氏 名) (電 話 番 号) (電子メール)	
(2)登録支援機関の情報		
☐ 登録支援機関の利用 有・無	(登録支援機関名) (登録番号)	
(3)特定技能外国人の情報		
☐ ① 現に雇用している特定技能外国人の国籍及び人数	(国籍)	人
	(国籍)	人
	(国籍)	人
	(国籍)	人
	(国籍)	人
☐ ② ①のうち、新たに雇用した特定技能外国人の国籍及び人数	(国籍)	人
	(国籍)	人

【記載にあたっての留意事項】

- ※ 1 変更箇所にはをしてください。
- ※ 2 担当者の職名、氏名、電話番号及び電子メールアドレスは、担当者に変更がない場合でも、必ず記載してください。
- ※ 3 届出の際は、別添 2 を添付してください。

特定技能所属機関名： _____

代表者名： _____

年月日： _____ 年 月 日

ビルクリーニング分野特定技能協議会入会規程

(入会基準)

第1条 ビルクリーニング分野特定技能協議会（以下「協議会」という。）の構成員は、協議会の設置の目的を理解し、設置要綱及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づきビルクリーニング分野について特定の産業上の分野に特有の事情に鑑みて当該分野を所管する関係行政機関の長が定める基準（平成31年3月15日厚生労働省告示第67号）を遵守するとともに、協議会に対し、必要な協力を行わなければならない。

(入会手続)

第2条 ビルクリーニング分野における特定技能所属機関になろうとする者は、協議会へ入会するため、厚生労働省ホームページ（以下「ホームページ」という。）より次の各号に掲げる事項を記載して入会を申請するものとする。

- 一〇 **特定技能所属機関の名称**
- 一一 **特定技能所属機関の郵便番号を含む住所**
- 一二 **特定技能所属機関の代表者の役職及び氏名**
- 一三 **特定技能所属機関が現に受けている、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「建築物衛生法」という。）第12条の2第1項第1号に規定する建築物清掃業又は第8号に規定する建築物環境衛生総合管理業の登録に係る情報のうち、次に掲げる事項**
 - イ **登録を受けている事業の区分**
 - ロ **商号又は名称**
 - ハ **登録に係る営業所の名称及び所在地**
 - ニ **登録番号**
 - ホ **登録有効期間**
- 一四 **担当者の職名及び氏名**
- 一五 **担当者の連絡先（電話番号及びメールアドレス）**
- 一六 **登録支援機関の利用の有無**
- 一七 **登録支援機関の名称及び登録番号（登録支援機関を利用している場合に限る。）**
- 一八 **特定技能外国人の国籍及び人数**

2 前項の申請を行う者は、事務局の要請に基づき、次の各号に掲げる書面を提出するものとする。

- 二 **建築物衛生法第12条の2第1項第1号に規定する建築物清掃業又は第8号に規定する建築物環境衛生総合管理業の登録を受けていることを証明する書面の写し**
- 三 **特定技能外国人の就業場所が確認できる書面の写し**
- 三 **その他必要な書面**

(資格確認)

第3条 厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課（以下「事務局」という。）は、前条の申請を受理した場合において、申請者に様式第1号による協議会の構成員であることの証明書を発行するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- 一 前条に基づく申請内容に不備がある場合
 - 二 前号のほか、申請者を構成員として認めることができない正当な理由がある場合
- 2 厚生労働省は構成員の名簿をホームページにおいて公表するものとする。

(証明書の再交付)

第4条 構成員は、証明書を失ったとき、又は証明書の記載事項に変更が生じたときその他必要な場合は、次の各号に掲げる事項を記載してホームページより証明書の再交付を事務局に申請することができる。

- 二 特定技能所属機関の名称
 - 三 特定技能所属機関の協議会構成員番号
 - 三 特定技能所属機関の郵便番号を含む住所
 - 四 特定技能所属機関の代表者の役職及び氏名
 - 五 担当者の職名及び氏名
 - 六 担当者の連絡先（電話番号及びメールアドレス）
 - 七 証明書の再交付を申請する理由
- 2 証明書の再交付時における必要書面は第2条第2項に準ずるものとする。

(変更手続)

第5条 構成員は、第2条第1項各号に掲げる申請に係る事項に変更が生じた場合には、次の各号に掲げる事項を記載してホームページより変更届出を行うものとする。

- 八 特定技能所属機関の名称
 - 九 特定技能所属機関の協議会構成員番号
 - 一〇 特定技能所属機関の郵便番号を含む住所
 - 一一 特定技能所属機関の代表者の役職及び氏名
 - 一二 担当者の職名及び氏名
 - 一三 担当者の連絡先（電話番号及びメールアドレス）
 - 一四 変更内容
- 2 変更時における必要書面は第2条第2項に準ずるものとする。

(退会手続等)

第6条 構成員は、ビルクリーニング分野における特定技能所属機関でなくなったときは、次の各号に掲げる事項を記載してホームページより協議会の退会を届け出るものとする。

- 二 特定技能所属機関の名称
- 三 特定技能所属機関の郵便番号を含む住所
- 三 特定技能所属機関の代表者の役職及び氏名
- 四 担当者の職名及び氏名
- 五 担当者の連絡先（電話番号及びメールアドレス）
- 六 退会の理由

2 構成員がビルクリーニング分野における特定技能所属機関でなくなったにもかかわらず前項の届出を行わない場合、又は事務局が当該構成員と連絡がとれない場合には、事務局は、法務省出入国在留管理庁政策課に通知した上で、当該構成員が協議会を退会したものとみなすことができる。

（協議会への再入会）

第 7 条 第 6 条により協議会の退会を行った者が、ふたたびビルクリーニング分野特定技能外国人を受入れようとする場合は、第 2 条第 1 項による入会申請を行わなければならない。

（その他）

第 8 条 第 2 条、第 4 条、第 5 条、第 6 条及び第 7 条において、システム上のトラブルなどにより、ホームページによる申請ができない場合は、事務局が指定する方法で申請するものとする。

附 則

本規程は、平成 31 年 4 月 23 日から施行する。

附 則

本改正は、令和 3 年 3 月 30 日から施行する。

附 則

本改正は、令和 4 年 3 月 15 日から施行する。

附 則

本改正は、令和 4 年 12 月 16 日から施行する。

附 則

第 1 条 本改正は令和 5 年 9 月 1 日から施行する。ただし、施行日前に、改正前の規程第 3 条に基づき交付した証明書は、改正後の規程第 3 条に基づき交付した証明書と見なすこととする。

附 則

本改正は、令和 6 年 6 月 14 日から施行する。

代表取締役社長 ○○ ○○ 殿

厚生労働省健康・生活衛生局 生活衛生課長